

2-2. 標準型

標準型総合評価方式を一般競争入札で実施する場合の手続きの流れを図2-2.1に示す。以下、この図に従って、発注者が標準型総合評価方式を実施する場合に必要な事項のうち、簡易型と異なる部分や追加する手続き等について説明する。

なお、図中の二重線で囲まれた手続きは、「公告・入札説明書の交付」から「総合評価による落札者の決定」までの所要日数のうち、総合評価方式を実施することによって通常の一般競争入札よりも所要日数が増える要因であることを示している。

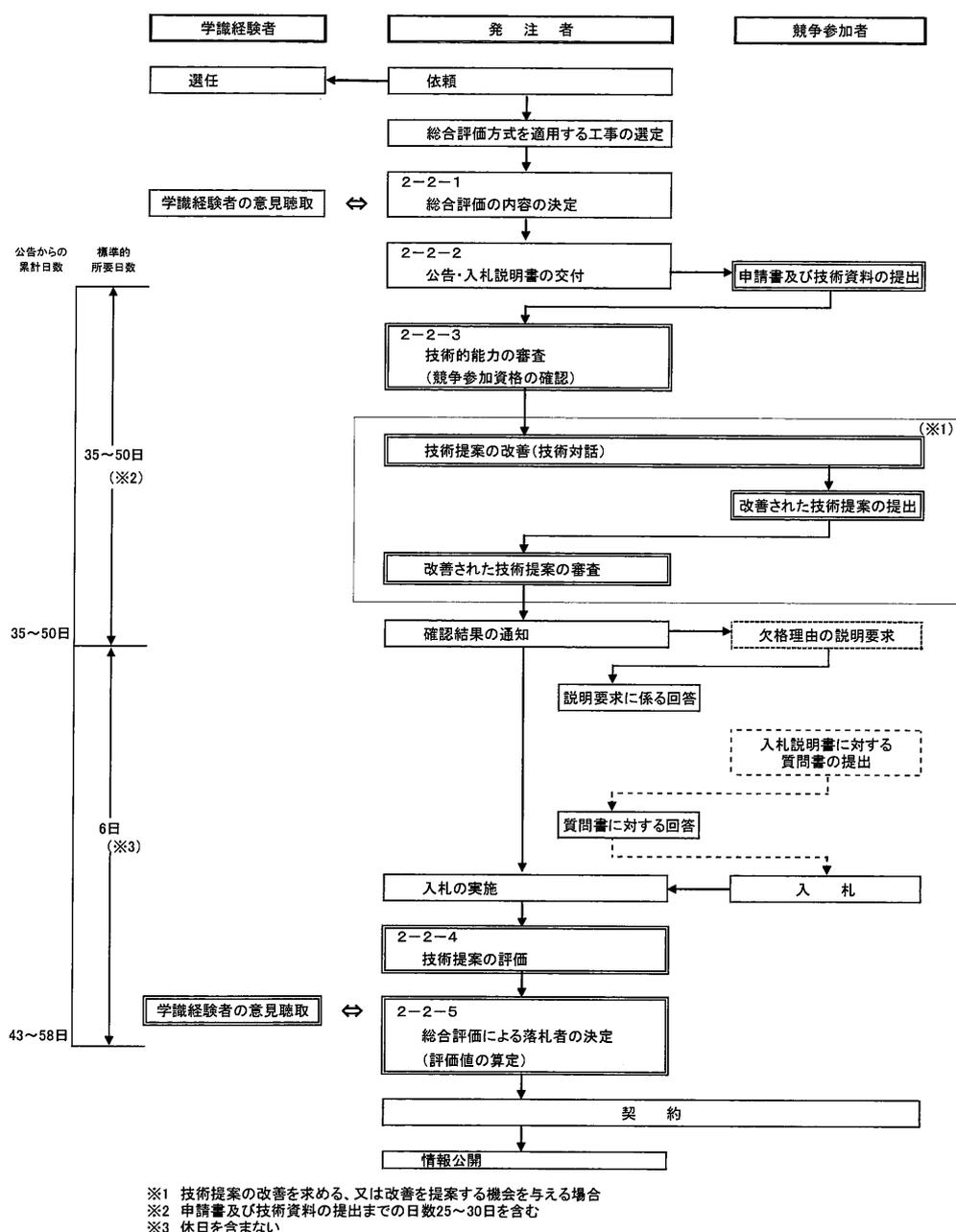


図 2-2. 1 総合評価一般競争入札（標準型）の手続き

2-2-1. 総合評価の内容の決定

1) 評価項目の設定

標準型は、施工上の特定の技術的課題に関して、企業から提案される施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

表2-2. 1に標準型総合評価方式における評価の視点とその意義を示す。

表2-2. 1 評価の視点とその意義（標準型）

企業への期待	評価の視点		意義	備考
企業の技術力	工事全般の施工計画※		適切かつ確実に工事を遂行する能力の確認	必須項目
	企業の施工実績			必要に応じて設定
	配置予定技術者			
	施工体制			
企業の高度な技術力	技術提案	総合的なコスト	工事の品質向上を図る能力を能力の確認	評価の視点(技術提案)の中から1項目以上を設定
		性能・強度等		
		環境の維持等		
	技術提案に係る施工計画			必須項目

※ 工事全般の施工計画は、当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見等を求める。

「企業の技術力」の評価の視点である「企業の施工実績」、「配置予定技術者」、「施工体制」についての評価項目の例は、表2-1. 3と同様である。

「企業の高度な技術力」の技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定する。この場合、評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、重要な技術的課題を抽出し、特化した提案を競争参加者に求めることが重要である。また、求める技術提案の項目ごとに、最低限の要求要件と、評価に上限を定める場合にはその上限値を、予め設定しておく必要がある。

表2-2. 2に、「企業の高度な技術力」の具体的内容として考えられる例を示

す。また、表 2-2. 3 に、技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を示す。

表 2-2. 2 企業の高度な技術力の評価項目の例

分類	評価項目
総合的なコスト	消費エネルギーの低減
	維持管理費の低減
	工事期間中の補償費の抑制
	工事期間中の借地料の抑制
	新工法、新技術の採用
性能・強度等	コンクリートの水密性の確保
	現場溶接の品質の確保
	膜モジュールの薬品洗浄の頻度の抑制、使用期間の延長
	シールド工、推進工の精度管理
	セグメントの品質管理
社会的要請への対応	施工中の騒音の低減
	施工中の振動の低減
	工事排水の pH, SS の管理
	工事に伴う交通規制日数の短縮
	工事のイメージアップの手法

表 2-2. 3 技術提案に係る要求要件の設定例

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
交通規制日数の短縮 (短縮率(%))	予定日数からの短縮率 0%(日数が増えない)	予定日数からの短縮 率 15%	現場条件を考慮して 15%が上限と判断して設 定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85 dB(A)以下	発電機室内騒音 75 dB(A)	発電機・原動機共通筐体 の標準的遮音性能を上 限値として設定
アスファルト再生材の 使用量	AS再生材の使用量 320t 超	AS再生材の使用量 806t	舗装再生便覧(日本道路 協会)に基づき上限値を 設定

2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定

評価値の算定方法や算定方法の選択にあたっての留意点については、簡易型の『2-1-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』を参照すること。

なお、標準型において除算方式を選択する場合の加算点は、次表を標準とする。

標準的な加算点

総合評価方式	加算点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合※
標準型	10～50点	10～70点

※ 技術評価点に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

3) 評価項目の評価基準・配点

簡易型と同様であるので、『2-1-1. 総合評価の内容の決定 3) 評価項目の評価基準・配点』を参照すること。



《シールド工事の例》

(1) 工事の概要

本工事は、配水管φ900mmを布設するために、シールドトンネルを築造するものです。

施工箇所：〇〇市◎◎地内～◇◇市□□地内

工 期：契約の日から〇〇日間

工事概要：泥土圧式シールド工法(外径 2000mm×内径 1850mm)

路線延長 L=2000m

発進立坑築造工 1箇所

到達立坑築造工 1箇所

中間立坑築造工 2箇所

予定価格：1,000,000,000 円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	工事全般の施工計画	当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見	施工計画が現地の環境条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	10.0	10.0点
			施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である	5.0	
			不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0	
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力(ヒアリング)	実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4.0	4.0点
			実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0	
			その他	0.0	
		当該工事の理解度・取り組み姿勢(ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4.0	4.0点
			当該工事について適切に理解している	2.0	
			その他	0.0	
	技術者のコミュニケーション能力(ヒアリング)	質問の意図を理解し、的確な応答ができる	2.0	2.0点	
その他		0.0			
企業の高度な技術力	社会的要請への対応	施工騒音の低減値	77dB 未満	10.0	10.0点
			80dB 未満～77dB 以上	5.0	
			85dB 以下～80dB 以上	0.0	
	交通規制日数の短縮		予定日数からの短縮率 10～15%	10.0	10.0点
			予定日数からの短縮率 5～10%	5.0	
			予定日数からの短縮率 0～5%	0.0	
	技術提案に係る施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	内容が具体的であり、技術提案の大きな効果が期待できる施工計画である	10.0	10.0点
			内容が適切であり、技術提案の効果が期待できる施工計画である	5.0	
			内容が不適切ではないが、技術提案の効果が期待できない施工計画である	0.0	
合計点				50.0点	

2-2-2. 公告・入札説明書の交付

簡易型と同様であるので、『2-1-2. 公告・入札説明書の交付』を参照すること。

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努める。

2-2-3. 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)

技術的能力の審査は、表2-1. 4の項目について審査し、審査基準(競争参加資格)を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めないものとする。

なお、「簡易な施工計画」は、総合評価の項目である「工事全般の施工計画」について審査する。そのため、この項目についても、公告において技術資料の提出を求める必要がある。

2-2-4. 技術提案の評価

標準型は、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待するものであることに留意する必要がある。

なお、標準型は競争参加者に技術提案の改善を求め、または改善を提案する機会を与えることができるので、詳細については、『2-3-6. 技術提案の改善(技術対話)』を参照すること。

1) 評価項目ごとの点数付け(評価方法)

標準型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価するべきである。したがって、安易にキーワードの数により評価するのではなく、キーワードに係る記述から技術提案による品質への効果进行评估するよう留意する必要がある。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把

握しておくことが重要である。

また技術提案に係る施工計画の評価では、技術提案に関して施工計画で示されることとなる提案根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価することが重要である。

2) 技術評価点の算定方法

簡易型と同様であるので、『2-1-4. 技術提案の評価 2) 技術評価点の算定方法』を参照すること。

2-2-5. 総合評価による落札者の決定（評価値の算定）

『2-2-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』で記載したとおり、あらかじめ選択した評価値の算定方法で評価値を算定し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

